

第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 令和7年9月10日（水）8時53分～9時23分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 戸羽委員、森本委員、山下委員

使用者代表委員 谷口委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、中塚賃金室長、清水賃金室長補佐

川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

（1）部会長・部会長代理の選出

（2）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について

（3）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

（4）その他

5 資料目次

（1）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

（2）鳥取地方最低賃金審議会運営規程

（3）鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

（4）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最

低賃金の改正決定申出書（写）

（５）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）

（６）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数の経過票

（７）年度別最低賃金改正一覧表

（８）鳥取県の最低賃金

（９）電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況

６ 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第１回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、お忙しい中を出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する石川委員、使用者を代表する田中委員から欠席の連絡をいただいています。現時点で９名の委員のうち７名の出席をいただいていますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

また、本日の専門部会に傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は第１回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、委員につきましては資料１ページの資料ナンバー１、委員名簿にて確認をお願いします。それでは、早速議事に入らせていただきます。

議事１の部会長及び部会長代理の選出について、最低賃金法第２５条第４項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされています。選挙の方法については、慣例により委員から推薦をいただき、全ての委員の同意をもって決定しており、本年も同様の方法で進めたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、部会長について推薦いただけますでしょうか。

中野委員をお願いします。

- 中野委員 部会長に佐藤委員を推薦します。
- 清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

部会長に佐藤委員を推薦いただきましたが、異議がなければ承認いただいたということ
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

全員の委員の承認をいただきましたので、佐藤委員に部会長をお願いします。

それでは、佐藤部会長に挨拶と部会長代理の推薦をお願いします。

- 佐藤部会長 おはようございます。ただ今、推薦と承認をいただきました佐藤です。部
会長としてしっかり務めさせていただきます。既に皆さん御存知かと思いますが、後でお
話がありますように、本日までということになりますので短い間ですがよろしくお願ひし
ます。

では、部会長代理は中野委員にお願いしたいと思います。お願いできますでしょうか。

- 中野部会長代理 承知しました。
- 清水賃金室長補佐 ありがとうございます。部会長代理に中野委員を推薦いただきま
したが、異議なければ、承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。全員の承認をいただきましたので、中野委員に部会長代理を
お願いします。それでは、中野部会長代理に挨拶をいただきます。

- 中野部会長代理 部会長代理をさせていただきます中野です。どうぞよろしくお願ひし
ます。
- 清水賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長にこの後の議事進行をお願いします。
- 佐藤部会長 では、次第に従って進めていきたいと思います。

議事の1番目は終わりましたので、2番目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電
気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について、事務局から審議
会及び議事録の公開、議事録の確認等について説明をお願いします。

- 清水賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等について、本審議会と
同様に専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の
取扱いとし、議事録の確認及び確認委員に関しては部会長及び部会長が指名した委員2名

に確認していただくことでよろしいか、確認をお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の事務局の説明について、何か意見、質問等ありましたらお願いします。

特にないようでしたら、本審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

では、本審議会と同様の取扱いとします。

それでは議事録の確認について、労働者を代表する委員は山下委員、使用者を代表する委員は西村委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○西村委員 承知しました。

○山下委員 承知しました。

○佐藤部会長 それでは、議事の2番目は終わりましたので、3番目に行きます。

次は、改正決定の必要性の審議についてです。

では、事務局から本日お配りいただきました各種資料についての説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、お配りしています資料を説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を4点説明させていただきます。

1点目は、鳥取地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしています。今年も専門部会を設置して審議を行うことになります。

2点目は、必要性の有無について、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということでございます。要するに、関係労使の真摯な議論の上で、全会一致で結論を出していただく必要があります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が、当該特定最低賃金を引き上げることのできる上限の額となります。

ただ今、上限額の説明を申し上げましたが、4点目として特定最低賃金の下限額について申し上げます。最低賃金法第16条において、決定又は改正される特定最低賃金額は、

地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨、定められています。

以上４点が留意事項です。それではお配りしております資料について説明をさせていただきます。

〔資料説明〕

○佐藤部会長　ありがとうございます。

ただ今、事務局から改正の必要性を審議するに当たっての４点の留意事項について説明がありました。

繰り返しになりますが、まず１点目は専門部会を設置して審議を行うということで、それに基づいてこの専門部会が設置されているということです。

２点目は専門部会での決定は全会一致の議決に至るように努力することということで、これまでも地域別最低賃金の審議ではやむを得ず多数決ということになってきたこともありますが、こちらは全会一致ということで運用されているということです。

３点目は労働協約の最低額が引き上げることのできる上限額となるということです。

４点目は改定される額が地域別最低賃金を上回ることです。

そして、７月２５日付けの改正決定の申出について、７月３１日付けで諮問を受けています。また、令和７年度の鳥取県最低賃金は１，０３０円に改正決定されることとなっております。また、７月２５日付けの申出書、１１ページの資料ナンバー４になりますけれども、こちらによると労働協約上の賃金の最も低い額である１，０２６円を上回る結果となっているため、引き上げることのできる上限の額を１０月４日発効の地域別最低賃金がもう既に超えているということになります。

これらの状況を踏まえて、委員の皆様から改正決定の必要性の有無についての意見を伺いたいと思います。結論はもう数字が示しているとおりですけれども、意見を賜れたらと思います。では、労働者側山下委員からお願いします。

○山下委員　先ほど部会長や事務局からの説明を受けまして、今回、地域別最低賃金が特定最低賃金の上限を上回ったということで、我々としても必要性というものについてはルール上にのっとったところで致し方ないとは思っています。

しかし、今後、この特定最低賃金の意義というものをしっかり考えながら、我々労働者として、この産業の優位性というところも考えながら、各企業の労使での協定にはなりますが、しっかりこの特定最低賃金の優位性を生かしながら、今後、議論ができるように、各会社で努力をしていきたいと考えているところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側西村委員お願いします。

○西村委員 先ほども意義というお話もありましたが、使用者側の立場としては必要性の意義について、もともとこの最低賃金が生活保障というところが根底にあるということであれば、特段の差が仕事の内容によって生まれるということにちょっと違和感があります。

地域別最低賃金の審議でもお話ししましたが、賃金は市場の原理で決まっていくのが通常の流れだと思っていますので、資料ナンバー４の中に記載されている労働協約上の賃金の最も低い金額が１，０２６円で、現在適用されている特定最低賃金９６３円よりも高い金額になっているということはまさに市場の原理で、この金額でなければ人が集められないということで、そういうふうになっているのだろーと思います。

そう考えると結局この最低賃金の意義が、最初に申し上げました生活の最低保障ということであれば、仕事の内容によって変わるべきものではないと思っているということと、今回、改正された地域別最低賃金が逆転しているということも踏まえて、鳥取という地域性を考えても、もはや他の産業と比べて電子部品・デバイス・電子回路等製造業の優位性がなくなってきているのではないかと思います。それがまさに実際の実態として現れたのが、地域別最低賃金の方がこの最も低い金額の１，０２６円を上回ったということではないかと考えています。

要するに、今後、特定最低賃金について本当に審議を続けていく必要があるのかというところでいくと、使用者側の立場からすると、もうその役割は果たしているのではないかと考えていますので、今回、こういう結果で実際には審議はされないわけですが、来年以降についても、本当に必要なかどうかということも含めて、考える必要があると思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、今の発言にもありましたとおり、７月２５日付けの申出書の労働協約上の賃金の最も低い額１，０２６円を、１０月４日発効の地域別最低賃金１，０３０円が上回っているということで、今年度の改正決定の必要性については認められないという方向で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、改正の必要性につきましては皆様納得いただけたということで、全会一致で改正の必要性は認められないということとなりましたので、事務局は専門部会報告書（案）の作成をお願いします。

では、事務局が報告書（案）を作成している間に、この専門部会だけの委員の方に地

域別最低賃金が１，０３０円になった受け止め方とか、どういうふうに感じておられるかということをお聞きしたいと思っています。労働者側森本委員からお願いします。

○森本委員 正直、１，０３０円と聞いたときには思った以上の金額だなと感じました。それと今、やっと全国が出てきましたが、全体で見ると全地域１，０００円を超えてきているということで、私たち労働者側が一旦は目指していた水準になっているのかなと思っています。

また、今回の１，０３０円は、やはり東京との差が縮まったというところで意義深いと思っています。電機の特定最低賃金は埋もれてしまった形になりますが、１７ページの資料ナンバー６に記載のとおり、今回、労働者の数が５００人ぐらい増えて、件数も１９件増えているというところでいきますと、まだまだ電機産業の人員は多いというところですよ。

先ほどの東京と差が開かないというような観点でいくのであれば、今の状態というのはある程度やむを得ないところかなと思いますが、私たちとしても今回埋もれてしまっている会社もありますので、その辺にはヒアリングと１０月４日からの対応という部分はしっかりやっていきたいと思っています。

山下委員からも発言がありましたが、来年度に向けては、やはり今年以上の賃上げを労使で考えてもらわないといけないというところで、早くから取り組んでいきたいと考えているところです。春闘からでは遅いかなと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側戸羽委員をお願いします。

○戸羽委員 １，０３０円という金額について率直なところは、先ほどの森本委員と同じような受け止めをしています。都市部との開きを縮めるという意味でも、ある程度評価できるものかなと思っています。

先ほど言われていた特定最低賃金の必要性の意義というものについては、来年度以降という形になると思いますが、しっかりと必要性を見極めていきたいと考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では使用者側谷口委員をお願いします。

○谷口委員 今回、最低賃金が１，０３０円に上がりましたが、率直に言いまして非常に大幅な賃金の上昇だと思っています。ニュースなどでデータも見ていますが、これに併せてやはり倒産企業の件数が増えています。大手企業や食品会社など自分のところで値段を決められる企業も幾つかありますが、地方は下請企業がほとんどです。三洋電機がなくなった後、鳥取を引っ張っていく大手企業がなくなりつつある中で、二、三十年前は地場の電子機器産業の出荷額も大きかったわけですが、今は電子機器の出荷額が県全体の中でも

3 位、4 位ぐらいまで落ちています。そのような中で 10 年、20 年前と同じように電子機器産業に特定最低賃金という形で大きく上乗せをするということはもう時代に合っていないのかなと思います。

もう一つは、東京との賃金格差をちょっとでも埋めていこうという話がありましたが、結局、地方は大手企業の下請の集まりです。大手企業に並ぶということ自体難しいということは皆様も理解されていると思うのですが、我々もお客さんのところに上げてくれという交渉はするのですが、例えば今回の最低賃金の引き上げ率 7 % と同じような金額をお客さんのところに上げてくださいをお願いしても、上げていただける企業がどれだけあるかというのはやっぱり現実的な話だと思います。これを上げられない企業は、もう年々上がってくる賃金に追従できず潰れます。そして、潰れたときに大手企業がどんどん鳥取に進出してくればいいのしょうけども、残念ながらそうはなりません。大手企業に並ぶ賃金を出せる会社がどれだけあるのでしょうかというところが、私はこの特定最低賃金がこれまでの役目を果たし、正直なところ、もう同じ金額にしてしまったらいいかなと率直に思っているところです。

7 % というのは過去最高だと思いますが、我々を含めてこれからどれだけの会社が残っていけるかというような賃金上昇だと思います。今後、本当に中小零細企業がこの鳥取でどれだけビジネスを続けていけるのか、非常に懸念しているところです。

税制などを早いこと対策して、例えば消費税の累進課税制度のように、たくさん儲けているところからはたくさん税収を取ればいい、社会保障、保険料も取ればいいですけども、中小零細企業も同じようにということになると非常に大きなダメージを受けますし、これからやっていけるところはどんどん淘汰されていくという現状も踏まえた上で、私のコメントという形にさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。貴重な意見を賜りましたので、また来年の地域別最低賃金、特定最低賃金の審議で参考にさせていただきたいと思います。

○佐藤部会長 それでは、報告書（案）が出来上がりましたので、確認の意味で、事務局から読み上げをお願いします。

〔報告書（案）の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今、読み上げられました専門部会報告書（案）の内容を部会報告として本審に報告させていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、報告書(案)から(案)を消したものを専門部会報告書として本審に報告させていただきます。

では、必要性の審議は以上としたいと思います。

次に4番目、その他ですが事務局から何かありますでしょうか。

○清水賃金室長補佐 それでは、今後の日程について説明します。本日11時から開催します第554回鳥取地方最低賃金審議会で、部会長から専門部会報告を行っていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今の説明で何かありますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、特になければ、これにて専門部会を終了します。本年は以上で終わりということになりますので、また来年度よろしくお願いします。

ありがとうございました。